

磐梯町農業委員会 4 月定例会総会会議録

1. 開催日時

日時 令和 4 年 4 月 22 日（金）午後 3 時 00 分

場所 磐梯町役場 大会議室

2. 委員定数

17 名

3. 本日の総会に出席した委員

会 長 12 番 加藤 健一

会長職務代理者 11 番 田中 重博

委 員

2 番 鈴木 翼 3 番 佐藤 栄祐 4 番 前田 諭志

5 番 川井 信之 7 番 遠藤 充孝

8 番 上野 庄市 9 番 田中 茂 10 番 佐藤 栄喜

農地利用最適化推進委員

1 番 卯月 宏次 2 番 鈴木 一功 3 番 鈴木 照喜

4 番 加藤 正己 5 番 鈴木 庄次

4. 本日の総会に欠席した委員

委 員

1 番 金田 未樹 6 番 鈴木 勇一

農地利用最適化推進委員

な し

5. 本会の総会に提案される議案は次のとおり

議案第 52 号 農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）

議案第 53 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 54 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 55 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 樋口 和博

農地係長 小川 克彦

7. 会議録

議長

本日、農業委員 10 名、農地利用最適化推進委員 5 名の出席により、磐梯町農業委員会総会規約第 7 条に従い本総会が成立されたことを宣言いたします。

議長

日程第 1 会議録署名人を議席順に指名してよいかを諮り異議なし多数により、次の委員を指名した。

議席 8 番 上野 庄市 委員

議席 9 番 田中 茂 委員

議長

日程第 2 諸般の報告について事務局に説明を求めます。

事務局

日程第 2 諸般の報告について資料に基づき朗読、経過報告を行った。

議長

日程第 3 議案第 52 号 農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）1 番から 3 番まで事務局に説明を求めます。事務局に説明を求めます。

事務局

日程第 3 議案第 52 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）、農業経営基盤強化法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める、令和 4 年 4 月 22 日提出。

まず、1 番から説明申し上げます。

申請地は、大字〇〇字〇〇7 番地 田 農振農用地 面積は 2, 649 m² 新規設定、利用権設定をする者（所有者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者（耕作者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は 5 年、10 アール当り賃借料は 8, 000 円です。

続きまして、2 番です。申申請地は、大字〇〇字〇〇134 番地 田 農振農用地 面積 1, 990 m² 新規設定、利用権設定をする者（所有者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者（耕作者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は 3 年、10 アール当り賃借料は 12, 000 円です。

続きまして、3 番です。申申請地は、大字〇〇字〇〇17 番地外 1 筆 田 農振農用地 2 筆面積合計は 3, 206 m² こちらは再設定、利用権設定をする者（所有者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者（耕作者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は 5 年、10 アール当り賃借料は 12, 000 円です。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

1 番から 3 番まで事務局の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。

質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

異議なし多数のため、議案第 5 2 号 農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）1 番から 3 番について承認されました。

ここで、川井 信之 委員の関連なので退席を求めます。

(川井 信之委員退席)

続いて、4 番について、事務局に説明を求めます。

事務局

申請地は、大字〇〇字〇〇 6 3－1 番地 外計 1 筆 田 農振農用地 新規設定 面積 2 筆の合計は 3 3 0 m²、内容は新規、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は 6 年、1 0 アール当り賃借料は 5, 0 0 0 円であります。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

4 番について事務局の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。

質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

異議なし多数のため、議案第 5 2 号 農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）4 番について承認されました。

承認されましたので、ここで川井 信之 委員の着席を求めます。

(川井 信之 委員着席)

議長

日程第 4 議案第 5 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 1 番と 2 番について事務局に説明を求めます。

事務局

日程第 4 議案第 5 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法第 3 条の規定により下記農地の申請があったので審議を求める、令和 4 年 4 月 2 2 日提出

まず 1 番でございます。農地の所在が大字〇〇字〇〇 3 3 番地、地目は畑、農振農用地面積は 1, 6 9 6 m²、権利種別は 3 条有償移転、譲渡人が〇〇の〇〇〇〇氏、譲受人が〇〇の〇〇〇〇、売買の価格でございますが、1 0 アールあたり 8 万 5 千円でございます。

次に、申請書の説明をいたしますのでタブレットをご覧ください。まず、申請書が今回の譲渡人と譲受人から提出されております。次ページで権利取得後の農地の面積ということで、譲受人が8,051㎡になるということで下限面積をクリアしているということが確認できると思います。次に法務局の登記簿謄本で面積、現在の所有者等確認できると思います。次に法務局備え付けの公図の写し添付してありますので、ご確認下さい。現況写真、住宅地も含めた地図が添付してございます。

次に2番でございます。今回の申請地は大字〇〇字〇〇34番地、地目は畑、農振農用地、面積は955㎡、権利種別は3条有償移転、譲渡人が〇〇の〇〇〇〇氏、譲受人が〇〇の〇〇〇〇、売買の価格でございますが、10アールあたり8万円でございます。

売買金額がそれぞれ違いますが、契約の相手方との話し合いの中でこの金額になったということで報告を受けております。次に、申請書の説明をいたします。まず、申請書が今回の譲渡人と譲受人から提出されておりますのでご確認下さい。次に、法務局の登記簿謄本で面積、現在の所有者等確認できると思います。法務局備え付けの公図の写し添付してありますのでご確認下さい。現況写真、住宅地も含めた地図が添付してございます。

以上で説明を終わりますので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長

ここで、紹介委員の上野 庄市 委員より説明を求めます。

8番 上野 庄市 委員

今回の該当地は、譲受人の〇〇〇〇さんの自宅の東側の方向になります。譲渡人はその畑を耕してはいません。初めは畑1筆を購入する予定だったのが、隣接の畑も荒らしているということで、今回併せて買うことになったようです。特に問題はないと判断できますので、ご審議のほどお願いいたします。

議長

議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について 1番と2番について質問・意見ございませんか。

10番 佐藤 栄喜 委員

今回の該当地は、売買価格が違うのは荒廃しているということが関係しているのか。事務局

畑の条件的には変わらなくて、本来は同一の価格の売買の設定になるかとは思いますが、譲受人と譲受人それぞれの交渉の中で決められたということで5,000円ほど差が出ているということでございます。

議長

その他ご質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

以上について、質問・意見無く、採決を諮り、異議なし多数のため、議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について 1番と2番について承認することに決定いたしました。

議長

引き続き、議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について 3番について事務局に説明を求めます。

事務局

次に3番について説明いたします。今回の申請地は大字〇〇字〇〇185番地外計10筆、面積は田8筆で6,340㎡、畑2筆で2,397㎡となり、10筆合計8,737㎡です。権利種別は3条有償移転、譲渡人が〇〇の〇〇〇〇氏、譲受人が〇〇の〇〇〇〇でございます。

詳細は資料をタブレットでご覧いただきたいと思います。まず、今回の譲渡人と譲受人から申請書が提出されております。次ページに農地の所在、地目、地積、反当りの売買価格が記載されております。売買の価格でございますが、譲渡人との交渉の中で、譲渡人の方から財産の処分をしたいので引き受けていただきたいという話があって、当初はこの対価についてもほぼ無償でも良いとのことでありましたが、最終的に賃借料の1年分ということで10筆合わせて26,262円で売買するという事になったようです。次に、権利取得後の農地の面積ということで、譲受人が下限面積をクリアしているということをご確認いただきたいと思います。位置図をご覧いただきたいと思います。場所は、元々譲渡人がお住まいになっていたところの周りの農地ということになります。法務局の登記簿謄本で面積、現在の所有者等確認できると思います。次に法務局備え付けの公図の写し添付してありますのでご確認ください。町農地台帳からの図面も含めた地図が添付してございます。今回の農地と宅地等を含めて全ての土地を所有権移転して財産処分したいという内容になっております。次ページから現況写真が添付してございますが、今回所有権移転する土地で、耕作していない土地もありますので、今後町の荒廃農地再生事業を申請していきたいという本人の意向もございます。実際何を耕作するのかというところですが、現在ぶどうを作っておりまして、やまぶどうの栽培をしたいということでございます。なお、本日紹介委員が所用で欠席となっておりますが、現地確認をした際に、地元にとっては、これから荒廃農地を耕作してもらえるのは大変助かるという話をしておりましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について 3番について質問・意見ございませんか。

10番 佐藤 栄喜 委員

荒廃農地がなくなるというのは良いことだと思います。今回の荒廃農地再生事業はいつ頃から始めるということはわかりますか。

事務局

本人の意向としては、荒廃農地再生事業を活用していきたいということでございまして、年内には手続きをして取組みたいということでした。

荒廃農地再生事業をいつまでに実施するのかということについては、今回の協議事項でもあります。本来は所有権や利用権の移転をしたタイミングで行うのが望ましいところですが、申請者から書類等の事務もあるので、ある程度猶予期間を見ながら対応できればいいのかと事務局としては考えております。概ね1年から2年くらいは申請があれば対応する形でもいいのかと考えております。なお、この後の協議事項の中でもご意見いただけるような説明をしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長

その他ご質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

以上について、質問・意見無く、採決を諮り、異議なし多数のため、議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について 3番について承認することに決定いたしました。

議長

引き続き、議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について 4番について事務局に説明を求めます。

事務局

次に4番について説明いたします。今回の申請地は大字〇〇字〇〇3879番地、地目が畑、面積は239㎡、権利種別は3条無償移転、譲渡人が〇〇の〇〇〇〇氏、譲受人が〇〇の〇〇〇〇です。詳細は資料をご覧くださいと思います。

次に、申請書の説明についてタブレットをご覧ください。まず、申請書が今回の譲渡人と譲受人から提出されておりますのでご確認下さい。今回、所有権移転の無償移転で贈与ということでございます。次に権利取得後の農地の面積ということで、譲受人が12,342㎡になるということで下限面積をクリアしているということが確認できると思います。住宅地図が添付してありますのでご覧ください。現況写真が添付してありますのでご確認下さい。次に、法務局の登記簿謄本で面積、現在の所有者等確認できると思います。法務局備え付けの公図の写し添付してありますのでご確認下さい。

以上で説明を終わりますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ここで、紹介委員の佐藤 栄祐 委員より説明を求めます。

3 番 佐藤 栄祐 委員

昨日 4 月 13 日に事務局と現地の確認をしてきました。同じ地区の方同士で、今回無償移転ということであり、お互いに合意の上での申請ということであるので、特に問題はないと判断できますので、ご審議のほどお願いいたします。

議長

議案第 53 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 4 番について質問・意見ございませんか。

5 番 川井 信之 委員

譲渡人と譲受人は親戚関係であるのか。ご近所で仲が良いといっても、今回は無償での所有権移転なのでどうなのか。

事務局

親戚関係かどうかはわかりませんが、譲受人からは、今回の申請地は、譲渡人の宅地続きの土地なので使ってほしいとのことでした。

議長

その他ご質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

以上について、質問・意見無く、採決を諮り、異議なし多数のため、議案第 53 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 4 番について承認することに決定いたしました。

日程第 5 議案第 54 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について 事務局に説明を求めます。

事務局

議案第 54 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、農地法第 4 条第 1 項の規定により下記農地の申請があったので意見を求める、令和 4 年 4 月 22 日提出

今回の申請地は大字〇〇字〇〇 7371-1、地目は畑、面積は 565 m²です。申請人が〇〇の〇〇〇〇氏、転用目的が住宅用地、施設が一般住宅、転用理由は事後転用になります。現況はすでに住宅用地になっておりまして、今回それを整理したいということでございます。経過として、母から平成 27 年に相続を行ったが、今回境界測量を行ったところ、昭和 47 年に住宅を建てた時に農地転用手続きをしていなかったことがわかったということで今回整理をしたいということでございます。

次に、申請書の説明についてタブレットをご覧ください。まず、申請書が申請者から提出

されており、今回は代理人を立てての申請となっております。次のページが、土地の所在、地目、面積の記載でございます。次が、転用計画ということになっておりますが、こちらはすでに住宅地になっているということでございます。また、資金計画は当時の計画となっておりますのでご了解下さい。次に、法務局の登記簿謄本で面積や平成27年に所有権移転登記が行われていることが確認できると思います。こちらは最近、分筆登記も行われていまして、住宅地の部分だけを宅地に分筆しております。次のページが位置図、案内図、現況写真となっております。そして、法務局備え付けの公図の写しが添付してありますのでご確認下さい。土地利用計画図もそのような内容となっております。そして、今回の申請者からの顛末書が添付されており、最後に代理人の委任状が添付されておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

紹介委員の遠藤 充孝 委員より説明を求めます。

7番 遠藤 充孝 委員

4月15日に事務局と現地の確認をしてまいりました。ただ今、事務局より説明のあったとおりでございまして、平成27年に母親から相続した土地で、昭和47年当時家を建てた時に農地転用許可なしで行ってしまった状況でありまして、写真にもありますように元々の住居が今冬の積雪で倒壊をしておりました。顛末書も添付してあるとおり、転用なしで住宅を建ててしまい大変申し訳ありませんでしたということで、今回改めて申請をしたいということでございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

議案第54号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 質問・意見を求めた。

8番 上野 庄市 委員

内容については異議ありませんが、今回顛末書が添付されていますが、顛末書が付いていて許可されないということがあるのでしょうか。

事務局

農地法第4条、第5条については、町農業委員会が決定するものではなくて、あくまで農業委員会の意見を付して県知事の許可になります。農業委員会の意見の中でそういう意見が出れば、場合によっては一旦住宅を取り壊して現況に戻して下さいという行政指導もありえます。あまりにも違法な形での転用をしていけば、現況に戻してから再計画しなさいということもありえますが、今回は親からの相続であって、転用についても本人が承知していなかったということでの顛末書をいただいて、県に提出するというので、最終的には県の許可決定ということになりますのでよろしくお願いいたします。

議長

その他ご質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

以上について、質問・意見無く、採決を諮り、異議なし多数のため、農地法第4条第1項の規定による許可申請について 承認することに決定いたしました。

議長

日程第6 議案第55号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 事務局に説明を求めます。

事務局

日程第5 議案第55号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める、令和4年4月22日提出。

土地の所在でございますが、大字〇〇字〇〇58-1、地目は田、農振農用地、面積は2,195㎡、権利が賃貸借でございます。貸付人が〇〇の〇〇〇〇氏、借受人が〇〇〇でございます。転用目的が土砂仮置き場でございます。施設等については工事用地です。転用理由が、町道磐梯大谷線整備事業に伴う土砂仮置き場でございます。今回は一時転用であります。期間は、令和4年6月1日から令和7年5月31日までであり最長の3年間です。

申請書類について、タブレットをご覧いただきたいと思います。貸付人〇〇〇〇氏、借受人の〇〇〇の両名から農地法第5条許可申請をいただいております。次のページが土地の所在、面積でございます。転用目的が工事用の土砂仮置き場でございます。権利期間が賃貸借で最長の3年間を見ているということでございます。次が資金調達計画でございますが、町の予算の内容を掲載しております。次が事業計画になりますが、町道磐梯大谷線整備事業ということで、土地の選定理由が工事に伴い申請箇所付近の土地を探していたところ、現在耕作されていないということで土砂の一時仮置き場としたいということであります。土地改良区の意見もなしということでいただいております。面積についても、全て土砂の仮置き場ということです。次のページの農地の復元方法についてですが、一時転用でございますので、現状復旧ということで記載されています。次からが添付書類で、農地台帳の位置図、現況写真がございまして現状が確認できると思います。次が3年間のスケジュールということで令和4年度は土砂の搬入をしながら仮置きをしていく、令和5年度は仮置き、令和6年度の最終年度は土砂の排出をしていくという予定です。

次のページが字切図、道路の工事に係る用地測量図も付いておりまして、青い部分についてはすでに町道敷として買収している部分になります。薄ピンクの部分が今回一時転用をする部分ということになりますのでご確認下さい。次に登記簿謄本がありまして、令和3年に分筆登記をしておりまして、土地所有者も確認できると思います。次のページが借受者と貸付者の打合せ記録簿と借受者と土地改良区の打合せ記録簿が添付されています。

最終ページが町の予算書の写しで、先ほどの資金計画の内容となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ここで、紹介委員の田中 茂 委員より説明を求めます。

9 番 田中 茂 委員

ただ今、事務局長より詳しく説明のあったとおりですが、4月13日に樋口事務局長、小川係長と私で現況確認をまいりました。第1工区は町が工事を行うということです、第2工区からは県が工事を行うということであります。第1工区の工事から出た土砂を今回の申請地に仮置きして工事を進めていくということであります。将来的には、現状復旧ということでおこなうということで特に問題はないと思われまますので、十分にご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

議案第55号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 質問・意見ございませんか。

3 番 佐藤 栄祐 委員

土砂の搬入は農道から入るのでしょうか。進入路はどうか。

事務局

今回は写真にある農道と加えて町で買収している土地がありまして、そちらは道路の路盤工事が入りますので、現況の道路を拡幅しながら進めていく中での、この農地への搬入という形になると思います。

議長

その他ご質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

以上について、質問・意見無く、採決を諮り、異議なし多数のため、議案第55号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 承認することに決定いたしました。

議長

日程第7 協議事項 磐梯町荒廃農地再生事業補助金交付申請について 事務局に説明を求めます。

事務局

日程第7 協議事項について タブレットの方をご覧ください。

こちらは、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から申請が出されております補助金の交付申請書

でございます。交付申請額が〇〇〇〇〇円。再生面積が558㎡ということで、10アール当り10万円を限度とする内容での申請です。次のページが実施計画書でございます。荒廃農地になった経過としましては、基盤整備以降、労力不足のため転石を行えず、草刈のみ実施し、農作物の生産に供したことはないということで、転石及び障害物の除去、バックホーでの転石を行うということであります。農地の所在は、大字〇〇字〇〇27番地で、作付け予定作物はそば、面積が558㎡、所有者が〇〇の〇〇〇氏、耕作者が〇〇〇〇ということです。利用権設定の期間が、令和4年4月1日から10年間です。こちらは現在、農地中間管理機構を通しての利用権の手続きをしていて、書類を調整中で一括方式の案件としては、6月の定例化での案件を予定しているという内容でございます。次のページが現況写真、見積書が添付されております。最終ページに位置図がございまして、〇〇集落の東側で株式会社〇〇〇の前の辺りの場所になります。期間については、まだ利用権の決定がされていない土地でございますが、現地作業を先に行っていきたいということで、事務的な処理のみなので、最終的には利用権の設定がされた後に補助金の決定という流れになりますのでその辺についてもご意見いただきたいと思います。

また、先ほども話が出ましたが、いつくらいまでなら委員会内で認めていけばいいのかというところですが、1年、2年から3年所有権移転、利用権設定をしてからなかなか耕作できないから、このような補助金申請を認めてもらえないかというところもありますので、農業委員会内での申し合わせの形で行っていった方がいいのか、要綱についても昨年度新設されたものですので、色々なケースに対応できるように整理したいということも考えておりますので、委員の皆さま方からご意見いただいて、今回の案件の処理についてもご審議いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。以上です。

議長

協議事項 磐梯町荒廃農地再生事業補助金交付申請について 事務局から説明がありましたが、質問・意見要望等ありませんか。

10番 佐藤 栄喜 委員

今回は〇〇〇〇ということで、なるべく融通を聞きながら行っていかなければいけないかなと思います。ただ、〇〇〇〇が借りた土地には3・4年経って荒廃農地になっているところもありますので、色々なケースに対応できるようにしていかなければいけないかなと思います。以上です。

議長

他にご意見ございませんか。

11番 田中 重博 委員

確認したいのですが、荒廃農地再生事業の事業計画で基盤以降ということになっているが、元々登記簿は畑なのか。また転石とはどういうことなのか。

5番 川井 信之 委員

この場所は元々畑で、転石というのは石がいっぱいだからユンボで掘って、それを処理して取り除くという意味だと思います。

議長

他にご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

以上について、質問・意見無く、採決を諮り、異議なし多数のため、協議事項 磐梯町 荒廃農地再生事業補助金交付申請について 承認することに決定いたしました。

議長

日程第8 その他 1. 今後の日程及び参加者について 事務局に説明を求めます。

事務局

1. 今後の日程及び参加者についてですが、・・・・・・・・次回定例会については、5月20日を予定しておりますので委員の皆様は日程の調整をお願いいたします。

以上です。

議長

事務局からの説明が終わりましたが、その他事務局、委員の皆様から質問・意見ございませんか。

5番 川井 信之 委員

諸般の報告でありました、上西連地区の農地中間管理事業打合せの内容について教えてください。

事務局

上西連地区におきましては、現在、農地中間管理事業において、「地域まるっと中間管理方式」での取り組みを行いたいという地区からの要望がございます。令和2年度に人・農地プランの実質化済で、上西連地区で話し合いを行った中で、将来的な農地の管理について法人化を検討していきまして、一般社団法人を立ち上げて農地中間管理機構を通して農地を貸付けするということを考えています。それに向けて、地区の役員代表者を中心に検討しているところで、町に相談があったところで県振興公社に話を繋いだところ、本社の方で大変興味を持って下さって、会津地区ではまるっと方式に取り組んでいるところがまだございませんので、今回は事前に講演会のDVD鑑賞と質疑応答を行いまして、今年6月頃には地区説明会開催など行っていこうということで、取り組みが始まったということでございます。以上です。

議長

他にご意見ございませんか。

10番 佐藤 栄喜 委員

この取り組みはいつ頃から始める予定でしょうか。

事務局

進捗としては、できれば年度内で方向性を付けていきたいという地区の要望としてあります。今年進めていきながらですが、農地の貸付けとなると農業者の方々や農業者以外の方々の合意も必要となりますので、時間はかかるかもしれませんがよろしくお願いいたします。

議長

他にご意見ございませんか。

4 番 前田 諭志 委員

有害鳥獣被害対策ミーティングで話していたアンケートですが、昨年末にご意見いただきまして、年明けに全戸配布を行いまして、紙とオンラインでアンケート調査を行いまして、昨日結果を取りまとめて全戸配布をいたしました。この取りまとめた結果を町ホームページにのせて、定期的にアンケートを取って、どう状況が変わったのかということを見ていきたいということと、常時、町ホームページに通報用の入力欄をあげておくことも検討したいと思っています。また、アンケートをする際には意見いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。以上です。

1 1 番 田中 重博 委員

アンケート結果を踏まえての方策はいつ行うのか。

4 番 前田 諭志 委員

方策としては、現在、一部電気柵を張れていない地域は今年度行うという話はあると思うのですが、町の北側の方が電気柵で繋がれば効果は出ているのかということですが、まだ基本的な情報がないので、次回アンケート調査をした時の結果を見て、アンケート調査を行う前と後で違うところがあるのかということで対策をしていくということにもなると思います。また、赤外線のカメラも置いてどういった動物がいるのかを調査していき、まとめていき対策に生かしていこうと考えています。

議長

その他 事務局から何かございませんか。

事務局

タブレットご覧いただきたいと思います。

その他でございますが、本日「2022年農業委員会活動記録セット」をお配りいたしました。そちらの方の記入について若干説明させていただきます。活動記録簿の付け方でございますので冊子と合わせてご覧いただきたいと思います。農地利用最適化交付金についても、今年度から法改正がございまして、活動記録をちょっとしたことでも記録しておいていただきたいということでございます。よろしくお願いいたします。

議長

他に、質問・意見ございませんか。

(質疑ありませんので) 以上で、本会議を閉会といたします。ありがとうございました。

定例会閉会時間 午後４時３０分

本委員会定例総会の内容を記録し、相違ないことを証明するために議長及び議事録署名人はここに署名する。

令和４年４月２２日

議長（会長）

署名人

署名人